

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 42(オ)1175	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	通行地役権確認請求	原審事件番号	昭和 41(ネ)2158
裁判年月日	昭和 43 年 3 月 28 日	原審裁判年月日	昭和 42 年 7 月 19 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 90 号 813 頁		

判示事項	いわゆる袋地にあたらないとされた事例
裁判要旨	分割により公路に面しなくなった土地であつても、その土地が所有者を同一にする他の土地を経て公路に通ずるものである以上、いわゆる袋地にはあたらないものと解すべきである。

全 文	
主 文	
	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	
	上告代理人塩田省吾の上告理由について。 原審（引用の第一審判決を含む。以下同じ。）の確定した事実関係によれば、訴外Dが訴外Eから分筆前の原判示 a 番の b の一部であつた同番の c の分筆売渡を受けた当時、訴外Dは同番の c に隣接する d 番の e を所有しており、右 d 番の e は、さきに同番の b が同番の b ないし e に分筆されたことによりいわゆる袋地となつたものであつたが、その際同番の b および同番の f 上に原判示B通路が開設され、訴外Dは右B通路を通行して公路に出入しえたといふのであつて、このように、a 番の c は所有者を同一にする d 番の e およびB通路を経て公路に通じていたものである以上、a 番の c はいわゆる袋地とはいえず、したがつて、上告人が a 番の c のためさらに所論のように圍繞地通行権を有するいわれはないものといふべきである。そして、上告人が所論のように a 番の c の地上に新たに建物を建築するため原判示B通路をもつてしては建築基準法に定める道路の要件をみたさないといふのであれば、d 番の b および同番の f の所有者に対してB通路の拡張開設を求める権利を有するか否かは格別、原判示A通路について圍繞地通行権を有するにいたるものではない。右と見解を同じくする原審の判断は相当であり、論旨は、独自の見解に立つて原審の適法にした判断を非難するものであつて、採用しえない。 よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 入江俊郎 裁判官 長部謹吾 裁判官 松田二郎 裁判官 大隅健一郎)

※参考：判例タイムズ 221 号 128 頁、判例時報 516 号 39 頁、不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO407 頁